

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

募集中

[facebook](#) [twitter](#)

カテゴリー	警察
案件番号	120210019
定めようとする命令などの題名	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」 「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定める件」
根拠法令条項	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項「道路交通法施行規則の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令による改正施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10第6号
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続
案の公示日	2021年9月3日 NEW
受付開始日時	2021年9月3日0時0分
受付締切日時	2021年10月3日0時0分
意見提出が30日未満の場合その理由	
意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF
命令などの案	内閣府令案新旧対照条文 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	警察庁情報公開室にて閲覧可能
備考	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	警察庁交通局交通企画課電話：03-3581-0141（内線5064）

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

[戻る](#)

意見提出には画像や音声による

意見

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項において、一定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任することが自動車の使用者に義務付けられています。）の業務として、

- 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと
- 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

を新たに定めること等を内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (koutsukikakuka2@npa. go. jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	F A X	03-3581-9337 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和3年9月3日（金）から 令和3年10月2日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1及び別紙2のいずれの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字等、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…。」

〈 凡 例 〉

- 法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
府 令 : 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
改 正 府 令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案をいう。
新 府 令 : 改正府令による改正後の府令をいう。

〈 参 考 〉

別紙1及び別紙2のほかに、別紙1の命令案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 2 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第74条の3第2項

3 命令等の内容

安全運転管理者の業務として、

- (1) 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと（新府令第9条の10第6号関係）
- (2) (1)の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（新府令第9条の10第7号関係）
- (3) アルコール検知器を常時有効に保持すること（新府令第9条の10第7号関係）を新たに定めることとする。

4 施行期日

令和4年4月1日

1 命令等の題名

道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件

2 根拠となる法令の条項

新府令第9条の10第6号

3 命令等の内容

新府令第9条の10第6号の規定に基づき、安全運転管理者が運転者の酒気帯びの有無の確認に用いるアルコール検知器として国家公安委員会が定めるものは、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

4 施行期日

改政府令の施行の日（令和4年4月1日）

改正後	改正前
<p>(安全運転管理者の業務)</p> <p>第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 「略」</p> <p>五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p> <p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。</p> <p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</p> <p>八・九 「略」</p> <p>(電磁的方法による記録)</p> <p>第九条の十の二 前条第八号に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法</p>	<p>(安全運転管理者の業務)</p> <p>第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 「同上」</p> <p>五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>六・七 「同上」</p> <p>(電磁的方法による記録)</p> <p>第九条の十の二 前条第六号に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法</p>

<p>2 「略」</p> <p>法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号に規定する当該事項が記載された日誌に代えることができる。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号に規定する当該事項が記載された日誌に代えることができる。</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	